

付録 3

道路工事現場における標示施設等の設置基準

- [1] 道路工事現場における標示施設等の設置基準
- [2] 道路工事保安施設設置基準
- [3] 工事のお知らせ看板

[1] 道路工事現場における標示施設等の設置基準

平成25年10月 1日 改定

道路工事現場における標示施設等の設置基準

道路利用者に対し道路工事に関する情報をわかりやすく提供することなどにより、円滑な道路交通を確保するため、道路工事（道路占用工事にかかるものを含む。以下同じ。）現場における標示施設、防護施設の設置及び管理の取扱いを下記のとおり定める。

記

(道路工事の標示)

1 道路工事を行う場合は、必要な道路標識を設置するほか、原則として次に示す事項を標示する標示板を工事区間の起終点設置するものとする。

ただし、短期間に完了する軽易な工事や自動車専用道路などの高速走行を前提とする道路における工事については、この限りではない。

なお、標示板の設置にあたっては、別表様式1を参考とするものとする。

(1) 工事内容

工事の内容、目的等を標示するものとする。

(2) 工事期間

交通上支障を与える実際の工事期間のうち、工事終了日、工事時間帯等を標示するものとする。

(3) 工事種別

工事種別（舗装修繕工事等）を標示するものとする。

(4) 施工主体

施工主体及びその連絡先を標示するものとする。

(5) 施工業者

施工業者及びその連絡先を標示するものとする。

(6) 請負金額

請負金額を標示するものとする。

(防護施設の設置)

2 車両等の進入を防ぐ必要のある工事箇所には、両面にバリケードを設置し、交通に対する危険の程度に応じて赤ランプ、標注等を用いて工事現場を囲むものとする。（参考(1)を参照）

(迂回路の標示)

3 道路工事のため迂回路を設ける場合は、当該迂回路を必要とする時間中、迂回路の入口に迂回路の地図等を表示する標示板を設置し、迂回路の途中の各交差点（迷い込むおそれのない小分岐を除く。）において、道路標識「まわり道」（120-A、120-B）を設置するものとする。（参考(2)及び参考(3)を参照）

なお、標示板の設置にあたっては、別表様式2を参考とするものとする。

(色彩)

4 道路工事現場において、防護施設に色彩を施す場合は、黄色と黒色の斜縞模様（各縞の幅 10cm）を用いるものとする。

(管理)

5 道路工事現場における標示施設及び防護施設は、堅固な構造として所定の位置に整然と設置して、修繕、塗装、清掃等の維持を常時行うほか、夜間においては遠方から確認し得るよう照明又は反射装置を施すものとする。

別表 様式 1

114cm

140cm

ご迷惑をおかけします

**○ ○ ○ ○ ○ ○ を
なおしています**

平成○年○月○日まで
時間帯 9:00~17:00

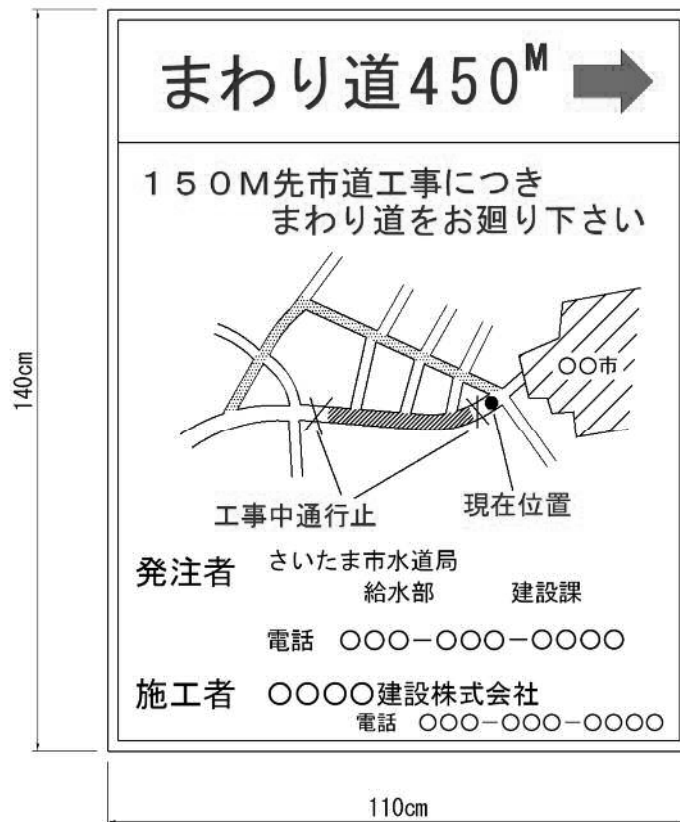
水道工事

発注者 さいたま市水道局
○○部○○○○課
電話 ○○○-○○○-○○○

施工者 ○○建設株式会社
電話 ○○○-○○○-○○○

請負金額 00,000,000 円

別表 様式2



別表備考

一 様式1

(1) 色彩は、「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文、「水道工事」等の工事種別については青地に白抜き文字とし、「〇〇〇〇をなおしています」等の工事内容、工事期間については青色文字、その他の文字及び線は黒色、地を白色とする。

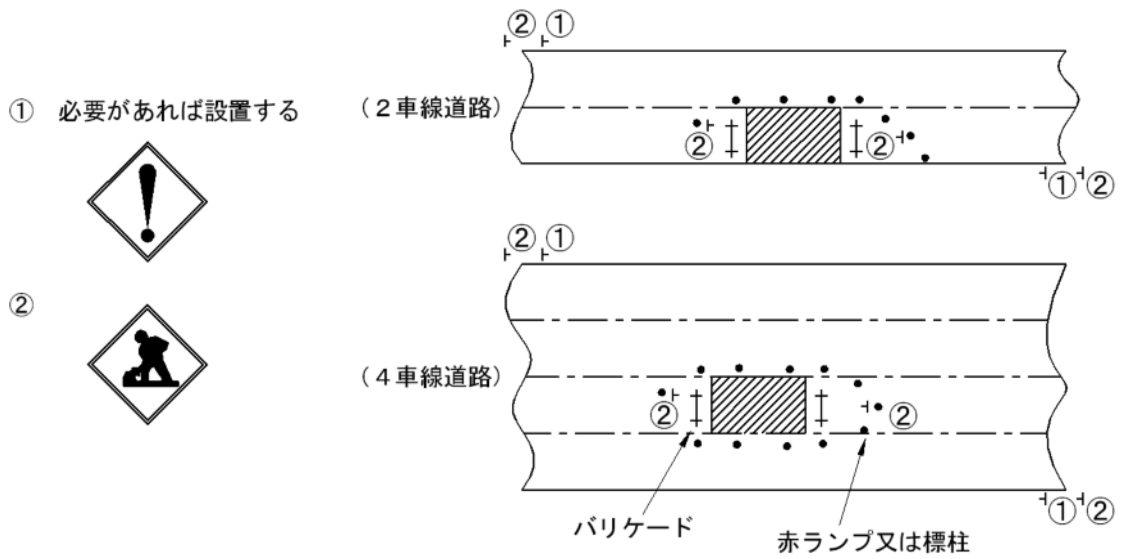
(2) 縁の余白は2cm、縁線の太さは1cm、区画線の太さは0.5cmとする。

二 様式2

(1) 色彩は、矢印を赤色、その他の文字及び記号を青色、地を白色とする。

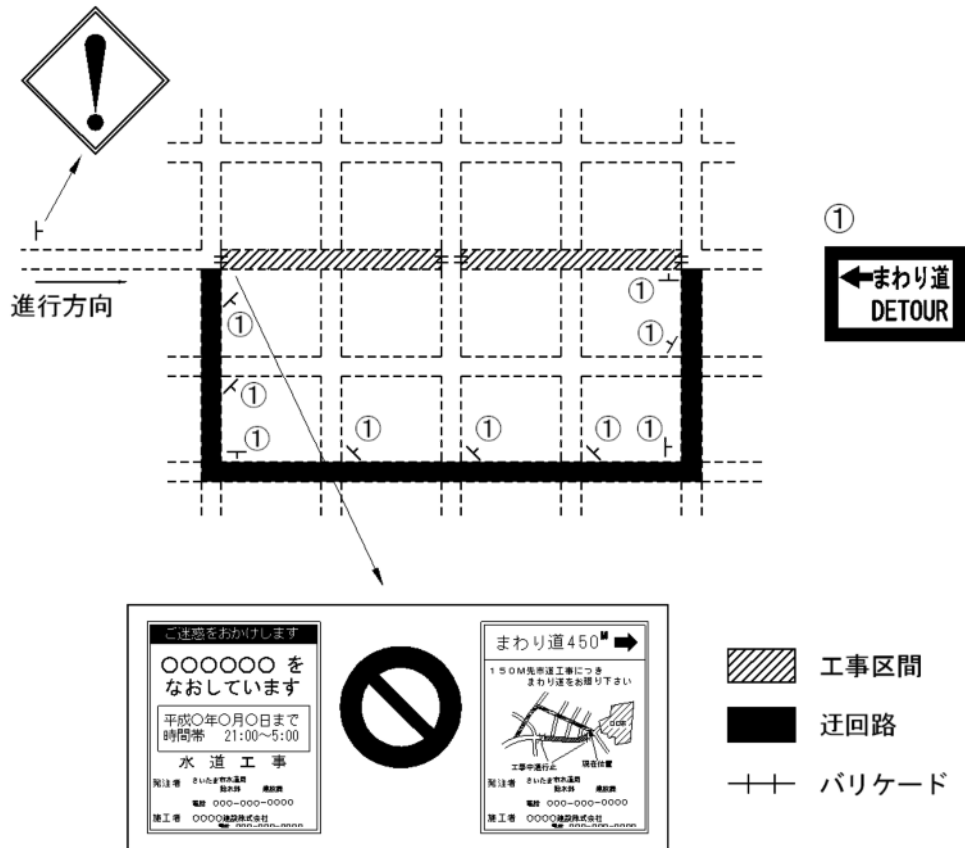
(2) 縁の余白は2cm、縁線の太さは1cmとする。

参考(1) 車線の一部分が工事中の場合の標示例

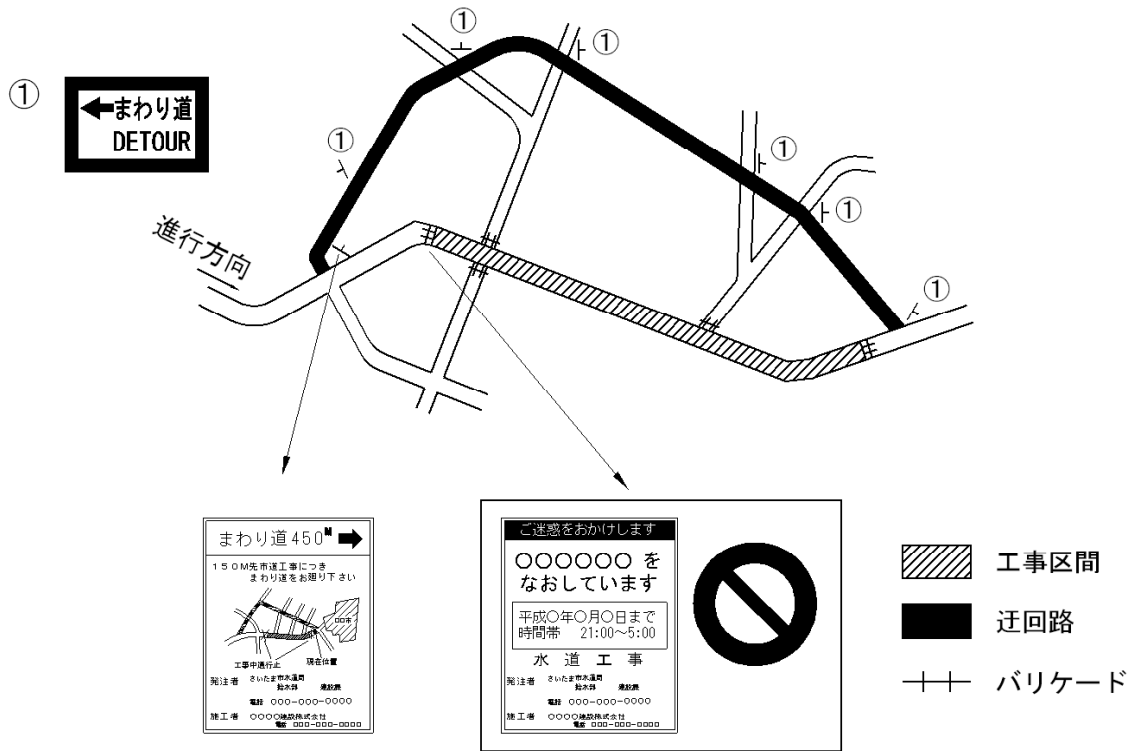


参考(2) 工事中迂回路の標示例 (市街部の場合)

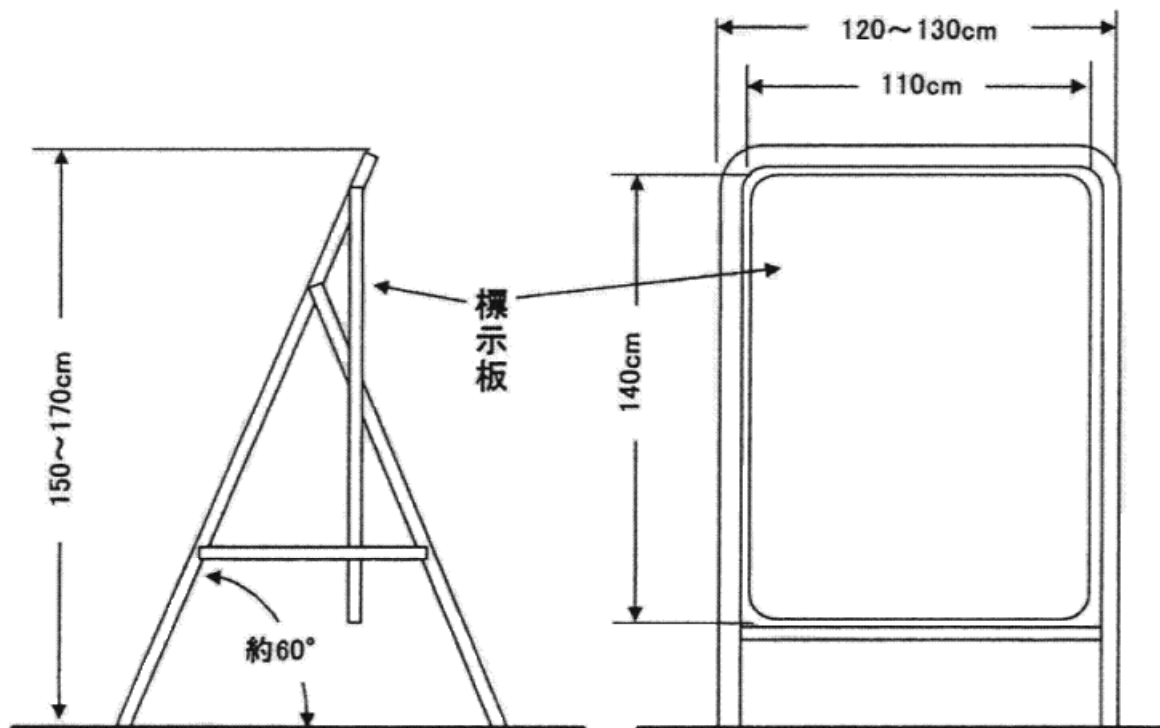
(進行方向に対する標識の設置例を示す)



参考(3) 工事中迂回路の標示例（地方部の場合）
 （進行方向に対する標識の設置例を示す）



参考(4) 設置方法の一例



[2] 道路工事保安施設設置基準

平成 2 5 年 1 0 月 1 日 改定

道路工事保安施設設置基準

保安施設設置標準図一覧表

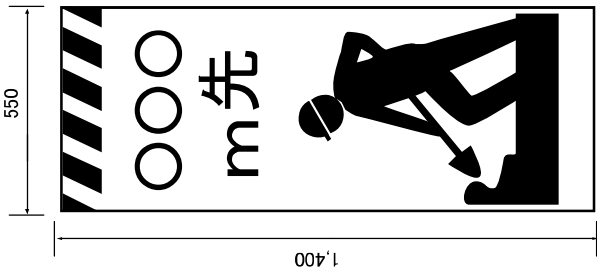

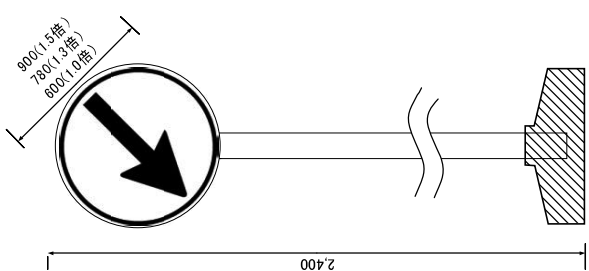
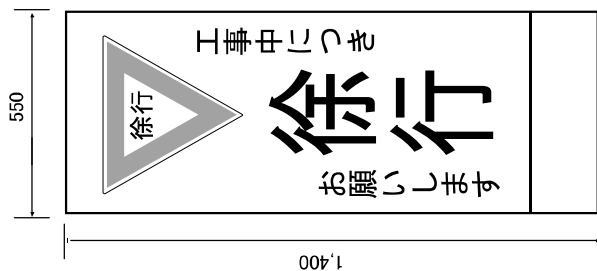
呼称	適用条件（例示のない場合、適用条件類似のものに準じて処理のこと。）				
	工 種	車道幅員	昼 夜 別	摘	要
A 型	車道打換え・オーバーレイ・AS注入	4車線以上	夜間（昼間）作業	局部打換も含む	
B 型	” ・ ” ・ ”	4車線未満	同 上	”	
C 型	” ・ ” ・ ”	4車線以上	同 上	”	
D 型	中央分離帯修理、設置	-	同 上		
E 型	歩道工事	-	同 上		
F 型	ガードレール、標識、街渠等の設置修繕	-	同 上		
G 型	除草、ガードレール等の人力清掃、路肩整正	-	昼間作業		
H 型	路面および側溝の人力清掃	-	同 上		
I 型	目地シール作業等（短時間作業）	-	同 上		
J 型	レーンマーク作業	-	同 上		
迂回路標示	迂回路標示	-	-		

保安施設等の設置目的

施設	記号	交通の誘導	立入防止	場所の明示予告	交通指導	その他の	備考
工事用照明灯				○			
保安灯	■ (⑥)	○		○			
歩道柵	● (⑦)		○	○			
バリケード			○	○			
矢印板		○					
保安員	人					○	
交通整理員	人	○					
クッションドラム						○	必要に応じて設置
体感マット						○	必要に応じて設置
交通誘導ロボット		○					必要に応じて設置
カラーコーン	○	○	○	○			
標示板(工事予告)	①			○			
警戒標識	②			○			
規制標識(311-F)	③	○			○		
規制標識速度落とせ看板	④				○		
標示板(工事中看板)	⑤					○	

保安施設等の設置目的										
施設	記号	交通の誘導	立入防止	場所の明示予告	交通指	その他	備考			
工事中（内部照明型）	⑧	○								
警戒標識	⑨	○			○					
”	⑩	○			○					
歩行者案内板	⑪		○							
停止線標識	⑫				○					
信号機	⑬				○					
段差予告板	⑭			○						
段差標示板	⑮			○						
工事情報看板	⑯					○				
工事説明看板	⑰					○				
工事予告看板	⑱			○						
迂回路標示板	—	○								

保安施設標準様式図

番号	1	2	3	4
記号	①	②	③	④
名称	標示板(工事予告)	警戒標識	規制標識(311-F)	規制標識速度落とせ看板
様式および標準寸法(単位:mm)				
注	<p>(1) 高輝度反射式とする。 (2) 転倒しないように留意して設置すること。</p>	<p>(1) 高輝度反射式とする。 (2) 転倒しないように留意して設置すること。</p>	<p>規制標識 (311-F)</p> <p>(1) 拡大率1.5倍を標準とするが場所によって1倍または1.3倍を用いることができる。 (2) 夜間には内部照明とする。 (3) 転倒しないように留意して設置すること。</p>	<p>(1) 高輝度反射式とする。 (2) 転倒しないように留意して設置すること。</p>

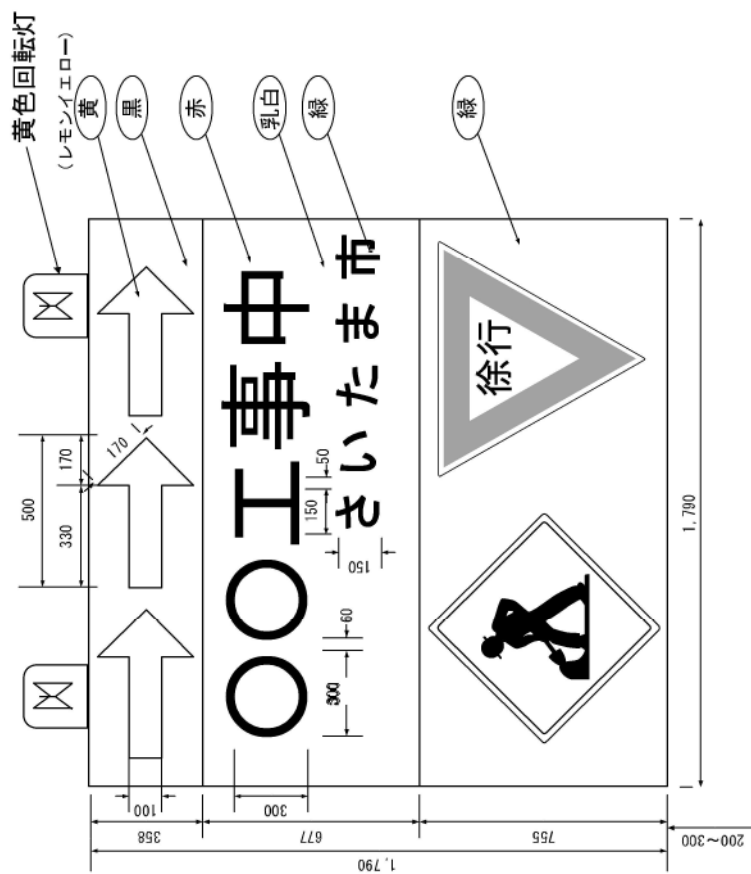
保安施設標準様式図			
番号	5	6	7
記号	⑤	⑥	⑦
名称	標示板 (工事中看板)	保安灯	歩道柵
様式および標準寸法 (単位:mm)			
注	<p>(1) 色彩は、「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文「〇〇〇〇工事」等の工事種別については青地に白抜き文字とし、「〇〇」をなおしています等の工事内容、工事期間については青色文字。その他の文字及び線は黒色、地は白色とする。</p> <p>(2) 緑の余白は、2cm緑線の太さは1cm区画線の太さは、0.5cmとする。</p> <p>(3) 工事期間、時間帯については、交通上支障を与える実際の期間のうち、工事終了日、工事時間帯を標示するものとする。</p> <p>(4) 「〇〇工事」には「舗装工事」、「共同溝工事」等と記載する。</p> <p>(5) 高輝度反射式または同等以上のものとする。</p> <p>(6) 転倒しないように留意して設置すること。</p>	<p>(1) 転倒しないように留意して設置すること。</p>	<p>(1) 柱およびロープは黒黄の縞をほどこすものとする。</p> <p>(2) ロープの外径は12mm以上とする。</p> <p>(3) 柱間隔は約5mとする。</p> <p>(4) 転倒しないように留意して設置すること。</p>

保安施設標準様式図

8

⑧

工事中 (内部照明型)

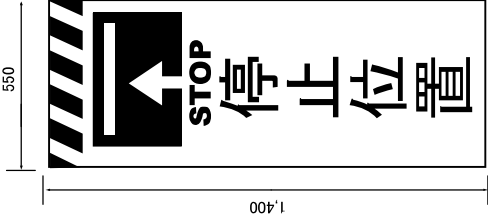
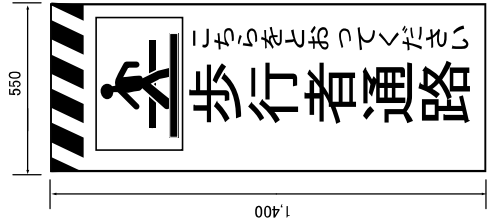
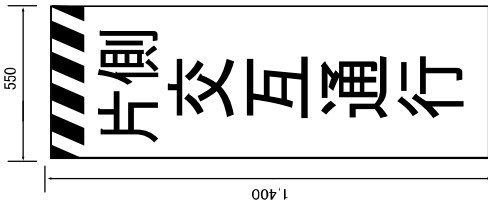
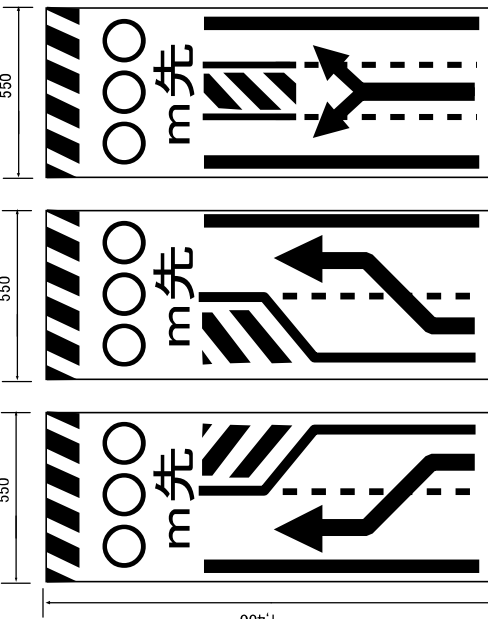


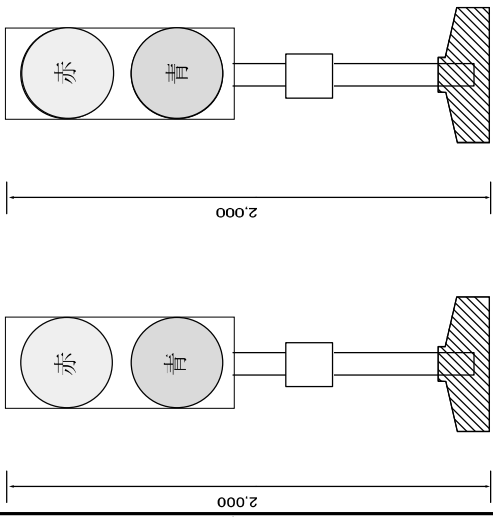
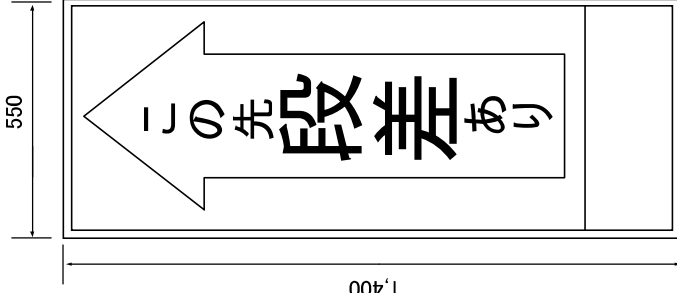
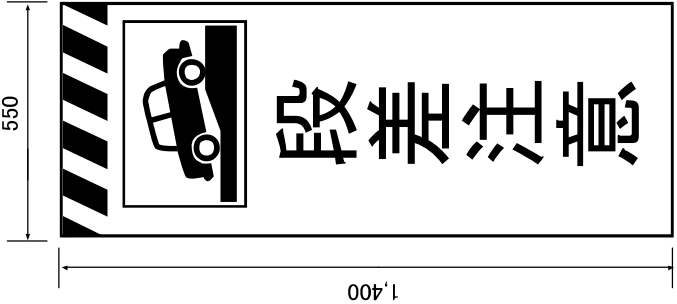
標

示

注

- (1) 内部照明とし矢印は順次点滅させる。
- (2) 警戒標識、規制標識は1.0倍とする。
- (3) 「〇〇工事中」には「舗装工事中」、「共同
溝工事中」等と記載し、「道路工事中」とは記
載しない。

保安施設標準様式図					
番号	12				
記号	⑫				
名称	停止位置				
番号	11				
記号	⑪				
名称	歩行者案内				
番号	10				
記号	⑩				
名称	片側交互通行				
番号	9				
記号	⑨				
名称	車線数減少				
式 び お よ び 法 標 準 寸 法 (単位:mm)					<p>(1) 高輝度反射式とする。</p> <p>(2) 実際の規制に合わせた図とする。</p> <p>(3) 転倒しないように留意して設置すること。</p>
注	<p>(1) 高輝度反射式とする。</p> <p>(2) 路面に停止線を設ける。</p> <p>(3) 転倒しないように留意して設置すること。</p>				

保安施設標準様式図	
番号	13
記号	⑬
名称	信号機
番号	14
記号	⑭
名称	段差予告
番号	15
記号	⑮
名称	段差標示
様式 および 標準寸法 (単位:mm)	  
注	<p>(1) 転倒しないように留意して設置すること。</p> <p>(2) 50mから150m手前に設置する。</p> <p>(3) 高輝度反射式とする。</p> <p>(4) 転倒しないように留意して設置すること。</p> <p>(5) 段差箇所に設置する。</p> <p>(6) 高輝度反射式とする。</p> <p>(7) 転倒しないように留意して設置すること。</p>

保安施設標準様式図

番号	16	17	
記号	(16)	(17)	
名称	工事情報看板	工事説明看板	
様式および標準寸法(単位:mm)			
注	<p>(1) 色彩は、「〇〇〇〇をなおしています」等の工事内容については青色文字、その他の文字及び線は黒色、地は白色とする。</p> <p>(2) 工事期間については、交通上支障を与える実際の期間のうち、工事開始日及び工事終了日を標示するものとする。</p> <p>(3) 工事情報看板の下部に、該当工事に関する番号や問い合わせ先等を標示することができる。</p> <p>(4) 現場付近の歩道と車道を分離するガードレール等に、ドライバーから看板の内容が見えないように、建築限界を守って、堅固に設置する。</p> <p>(5) 道路工事を開始する約1週間前から道路工事を開始するまでの間、設置する。</p> <p>(6) 転倒しないように留意して設置すること。</p>		
	<p>(1) 色彩は「ご迷惑をおかけします」等の挨拶文については青地に白抜き文字、「〇〇〇〇をなおしています」等の工事内容については青色文字、その他の文字及び線は黒色、地は白色とする。</p> <p>(2) 工事期間については、交通上支障を与える実際の期間のうち、工事終了日を標示するものとする。</p> <p>(3) 工事情報看板の下部に、該当工事に関する番号や問い合わせ先等を標示することができる。</p> <p>(4) 現場付近の歩道と車道を分離するガードレール等に、ドライバーから看板の内容が見えないように、建築限界を守って、堅固に設置する。</p> <p>(5) 道路工事開始から道路工事終了までの間、設置すること。</p> <p>(6) 転倒しないように留意して設置すること。</p>		

保安施設標準様式図			
番号	18	19	21
記号	(18)	○	⇒
名称	工事予告看板	カラーコーン	矢印板
式び 様 お 標 準 寸 法 (単位:mm)			
			<p>(1) 高輝度反射式とする。 (2) 転倒しないように留意して設置すること。</p>
		<p>(1) 夜間は内部照明とする。 (2) 転倒しないように留意して設置すること。</p>	<p>(1) 転倒しないように留意して設置すること。</p>
		<p>(1) 500mから1000m手前に設置する。 (2) 高輝度反射式とする。 (3) 転倒しないように留意して設置すること。</p>	<p>(1) 高輝度反射式とする。 (2) 転倒しないように留意して設置すること。</p>
注			

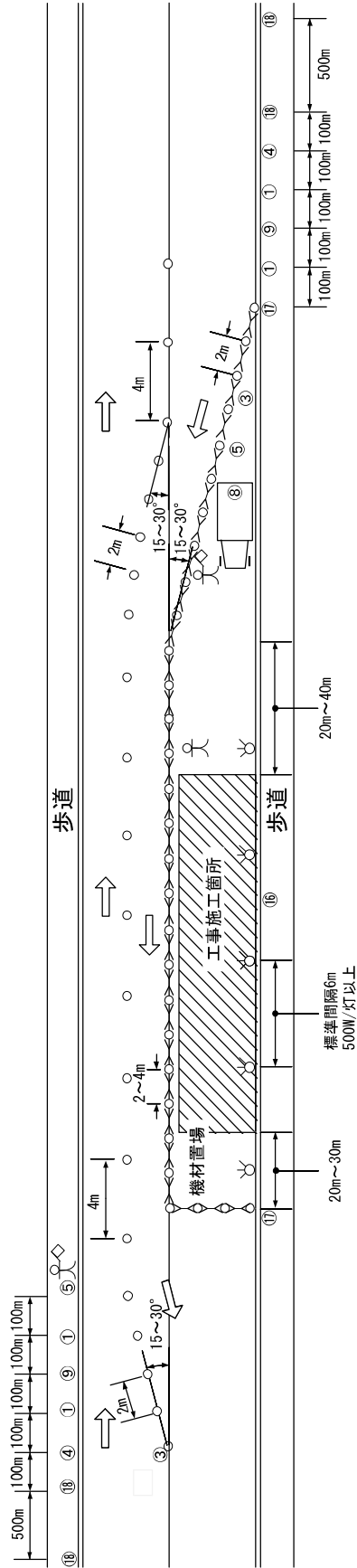
保安施設標準様式図

番号	22			
記号				
名称	迂回路標示板			
様式および 標準寸法 (単位:mm)				
注		(1) 色彩は、矢印を赤色、その他の文字及び記号を青色、地を白色とする。 (2) 縁の余白は、2cm縁線の太さは1cm、区画線の太さは0.5cmとする。 (3) 高輝度反射式とする。 (4) 転倒しないように留意して設置すること。		

A 型標準図

車道打換(局部打換も含む)
オーバーレイ
As注入

: 4車線以上 : 夜間(昼間)



- 注) 1. 保安要員1名以上、交通整理員2名以上おくこと。
 2. 歩車道境界のバリケードはガードレールがある場合は除く。また、現場の状況によりロープに変えてもよい。
 3. 昼間工事の場合は⑧を②④に変更することが出来る。
 4. カラーコーンの設置間隔および設置角度は当該警察署と協議すること。
 5. ⑧は標識車または大型電光標示板を設置すること。
 6. 近接して工事が行われる場合、①及び⑩は各工事で調整を行い設置すること。
 7. ⑩は工事開始の1週間前から工事開始までの間、設置すること。
 8. 必要に応じてクッションドラム、体感誘導ロボットを配置すること。

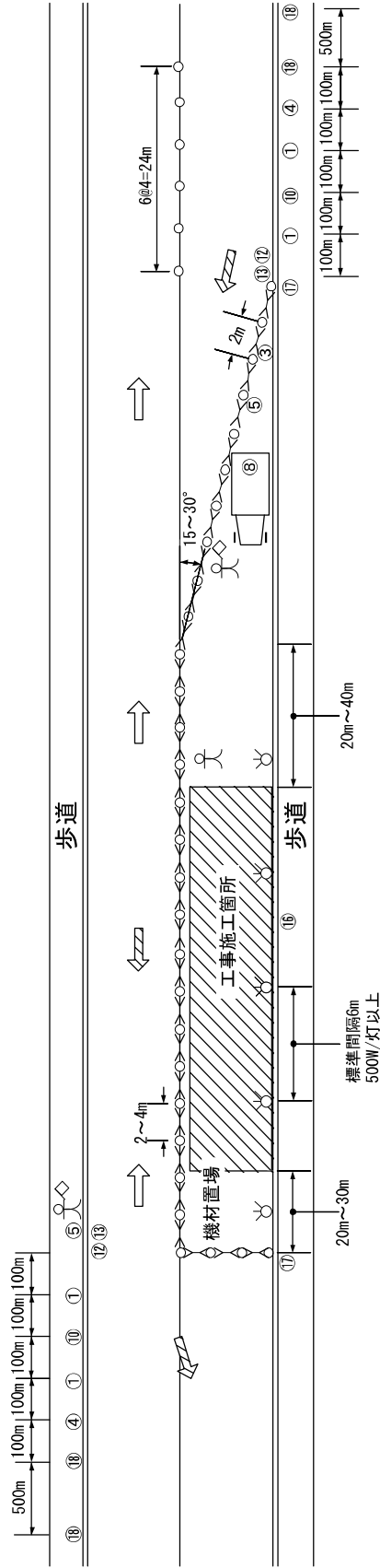
B 型標準図

車道打換(局部打換も含む)

オーバーレイ

As注入

: 4車線未満 : 夜間(昼間)

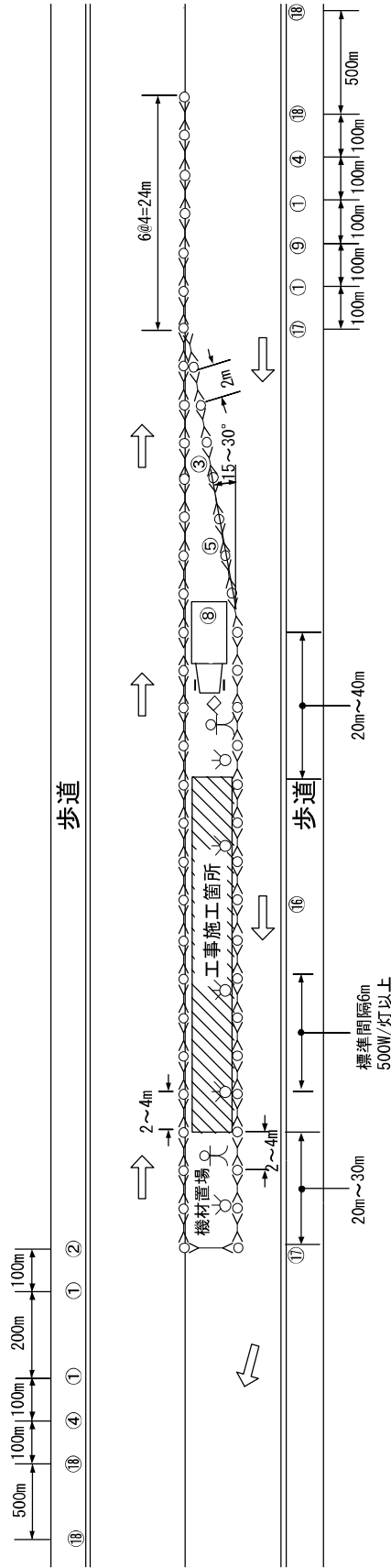


- 注) 1. 保安要員1名以上、交通整理員2名以上おくこと。
2. 歩車道境界のバリケードはガードレールがある場合は除く。また、現場の状況によりロープに変えてもよい。
3. 昼間工事の場合は⑧を②④に変更することが出来る。
4. 現地の状況により信号機を使用することが出来る。
5. カラーコーンの設置間隔および設置角度は当該警察署と協議すること。
6. ⑧は標識車または大型電光標示板を設置すること。
7. 近接して工事が行われる場合、①及び⑱は各工区間で調整を行い設置すること。
8. ⑲は工事開始の1週間前から工事開始までの間、設置すること。
9. 必要に応じてクッションドラム、体感誘導ロボットを配置すること。

C 型標準図

車道打換(局部打換も含む)
オーバレー
As注入

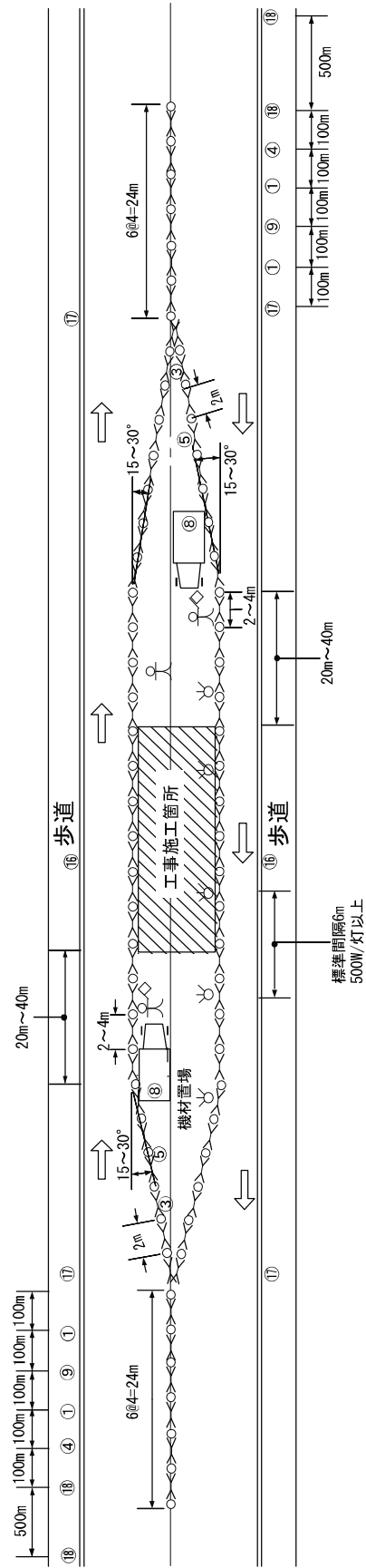
: 4車線以上 : 夜間(昼間)



- 注) 1. 保安要員及び交通整理員をそれぞれ1名以上おくこと。
 2. 昼間工事の場合は⑧を②④に変更することが出来る。
 3. カラーコーンの設置間隔および設置角度は当該警察署と協議すること。
 4. ⑧は標識車または大型電光標示板を設置すること。
 5. 近接して工事が行われる場合、①及び⑩は各工事で調整を行い設置すること。
 6. ⑩は工事開始の1週間前から工事開始までの間、設置すること。
 7. 必要に応じてクッションドラム、体感マット、交通誘導ロボットを配置すること。

D 型標準図

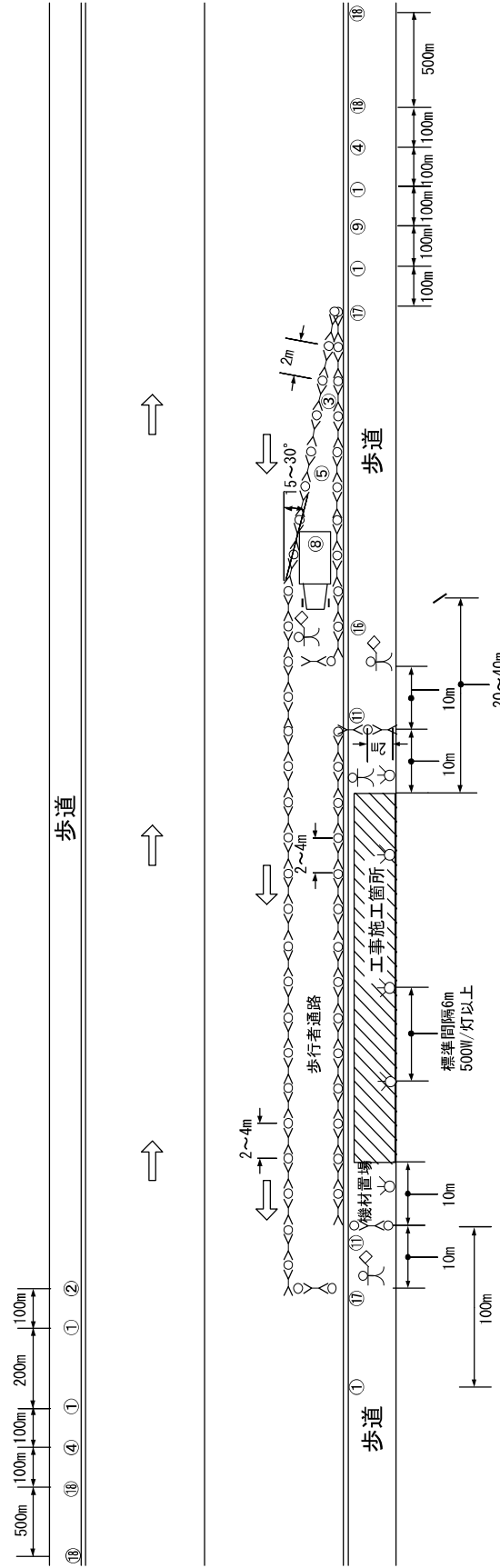
中央分離帯修理、設置：夜間（昼間）



- 注) 1. 保安要員1名以上、交通整理員2名以上おくこと。
 2. 昼間工事の場合は⑧を②④に変更することが出来る。
 3. カラーコーンの設置間隔および設置角度は当該警察署と協議すること。
 4. ⑧は標識車または大型電光標示板を設置すること。
 5. 近接して工事が行われる場合、①及び⑱は各工区間で調整を行い設置すること。
 6. ⑱は工事開始の1週間前から工事開始までの間、設置すること。
 7. 必要に応じてクッションドラム、体感誘導ロボットを配置すること。

E 型標準図

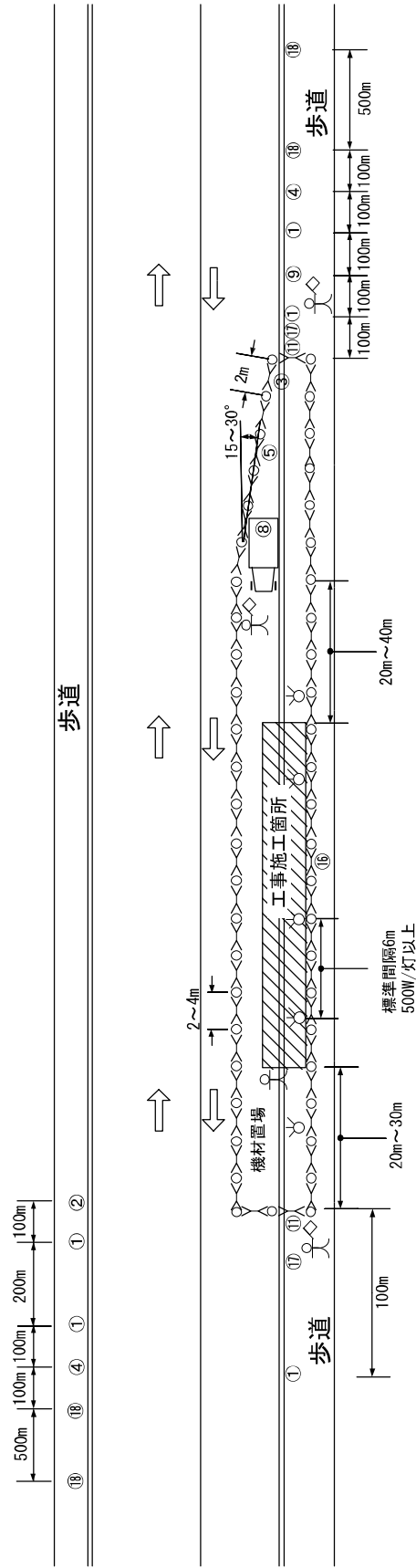
歩道工事：夜間（昼間）



- 注) 1. 歩行者通行幅は原則として1.5m以上確保すること。
 2. 保安要員1名以上、交通整理員3名以上おくこと。
 3. 昼間工事の場合は⑧を②④に変更することが出来る。
 4. カラーコーンの設置間隔および設置角度は当該警察署と協議すること。
 5. ⑧は標識車または大型電光標示板を設置すること。
 6. 近接して工事が行われる場合、①及び⑧は各工事で調整を行い設置すること。
 7. ⑩は工事開始の1週間前から工事開始までの間、設置すること。
 8. 必要に応じてクッションドラム、体感誘導ロボットを配置すること。

F 型標準図

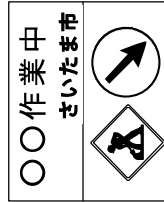
ガードレール、標識、街渠等の設置修繕：夜間（昼間）



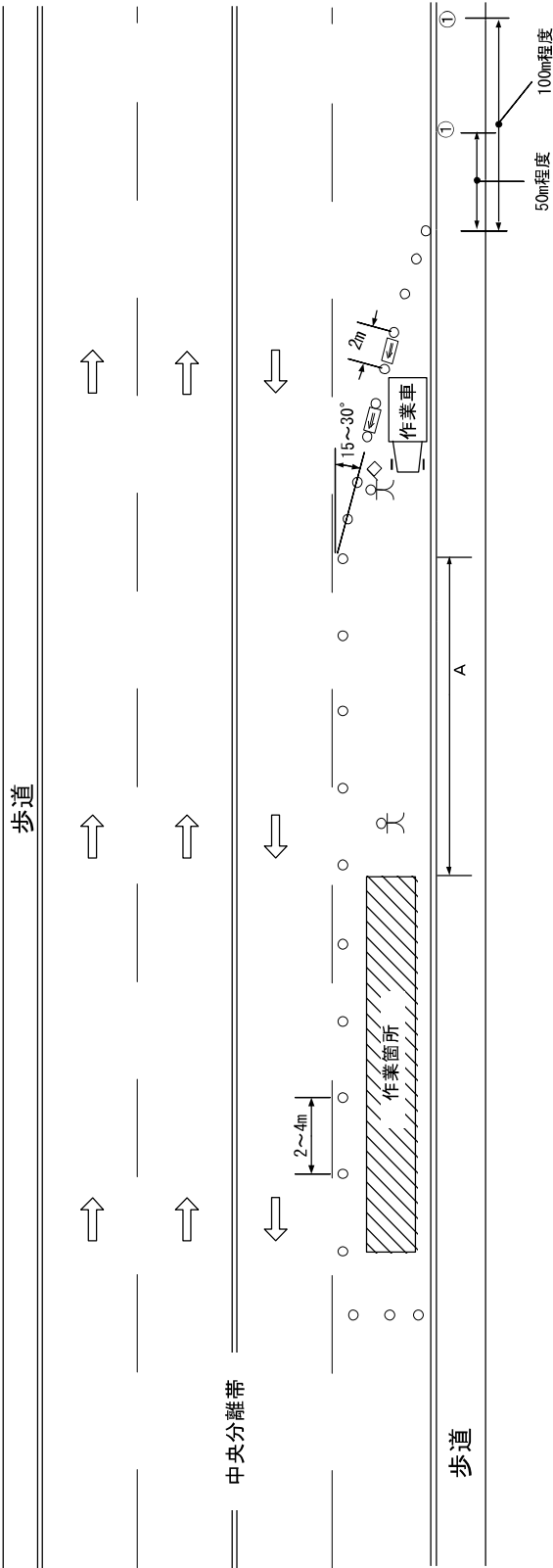
- 注) 1. 歩行者通行幅は原則として1.5m以上確保すること。
 2. 保安要員1名以上、交通整理員3名以上おくこと。
 3. 昼間工事の場合は⑧を②④に変更することが出来る。
 4. カラーコーンの設置間隔および設置角度は当該警察署と協議すること。
 5. ⑧は標識車または大型電光標示板を設置すること。
 6. 近接して工事が行われる場合、①及び⑧は各工事で調整を行い設置すること。
 7. ⑩は工事開始の1週間前から工事開始までの間、設置すること。
 8. 必要に応じてクッションドラム、体感マット、交通誘導ロボットを配置すること。

G型標準図

除草、ガードレール等の人力清掃、路肩整理：昼間作業



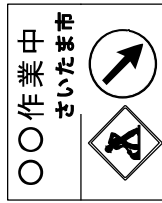
注：標識②③は作業車に張りつけることを原則とする。
「〇〇作業中」は「除草作業中」等と標示する。



- 注) 1. 移動用
 2. Aの距離については通行車両の走行速度及び沿道状況と勘案して確保する。
 (Aについては30m程度を標準とする。この範囲に作業員は立ち入らないこと)
 3. 保安要員1名以上、交通整理員1名以上おくこと。
 4. カラコーンの設置間隔および設置角度は当該警察署と協議すること。
 5. 右下の①の設置数については交通量その他、現地の状況によって定めること。

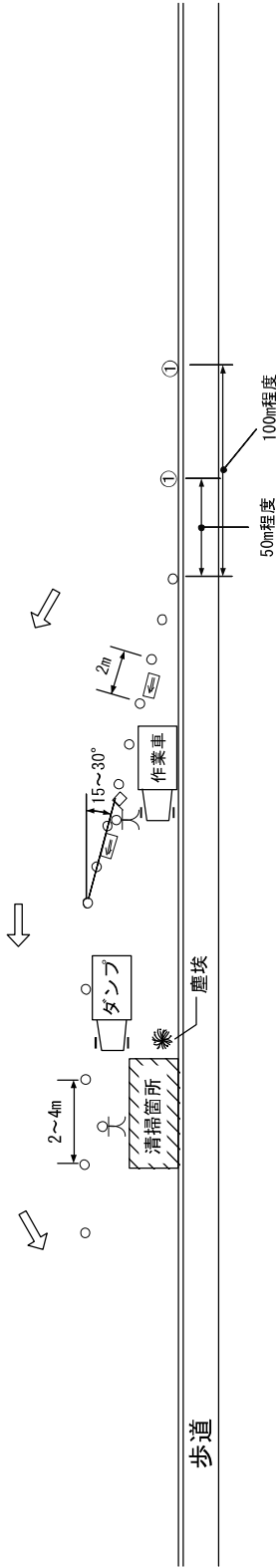
H 型標準図

路面および側溝の人力清掃：昼間作業



注：標識②③は作業車に張りつけることを原則とする。
「〇〇作業中」は「清掃作業中」等と標示する。

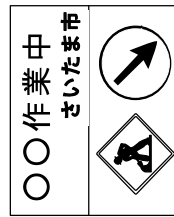
歩道



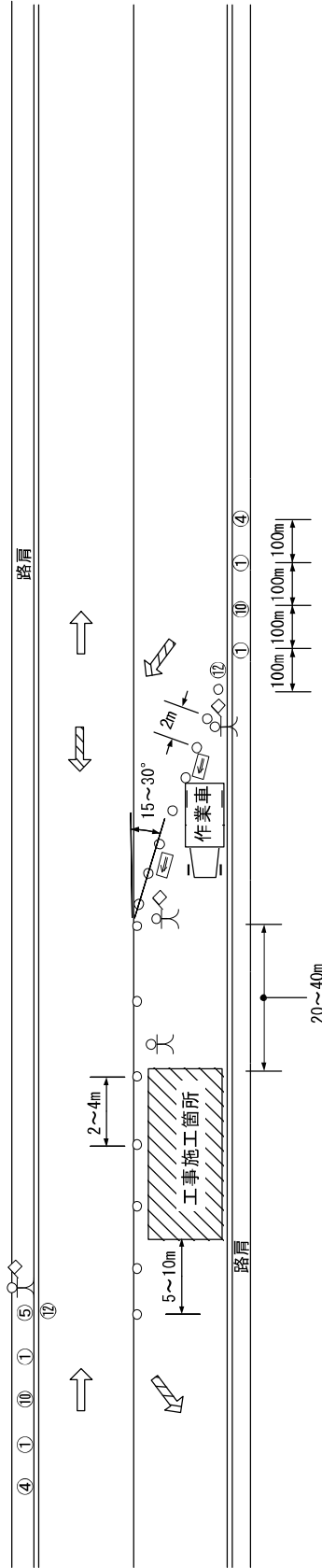
- 注) 1. 移動用
2. 保安要員1名以上、交通整理員1名以上おくこと。
3. カラーコーンの設置間隔および設置角度は当該警察署と協議すること。
4. 右下の①の設置数については交通量その他、現地の状況によって定めること。

I 型標準図

目地シール作業等(短時間作業)：昼間作業



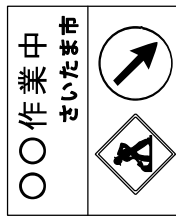
注：標識②③は作業車に張りつけることを原則とする。
「作業中」は「舗装維持作業中」等と標示する。



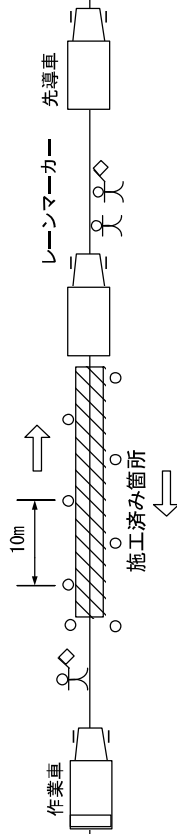
- 注) 1. 移動用
2. 保安要員1名以上、交通整理員3名以上おくこと。
3. カラーコーンの設置間隔および設置角度は当該警察署と協議すること。

J型標準図

レーンマーク作業：昼間作業



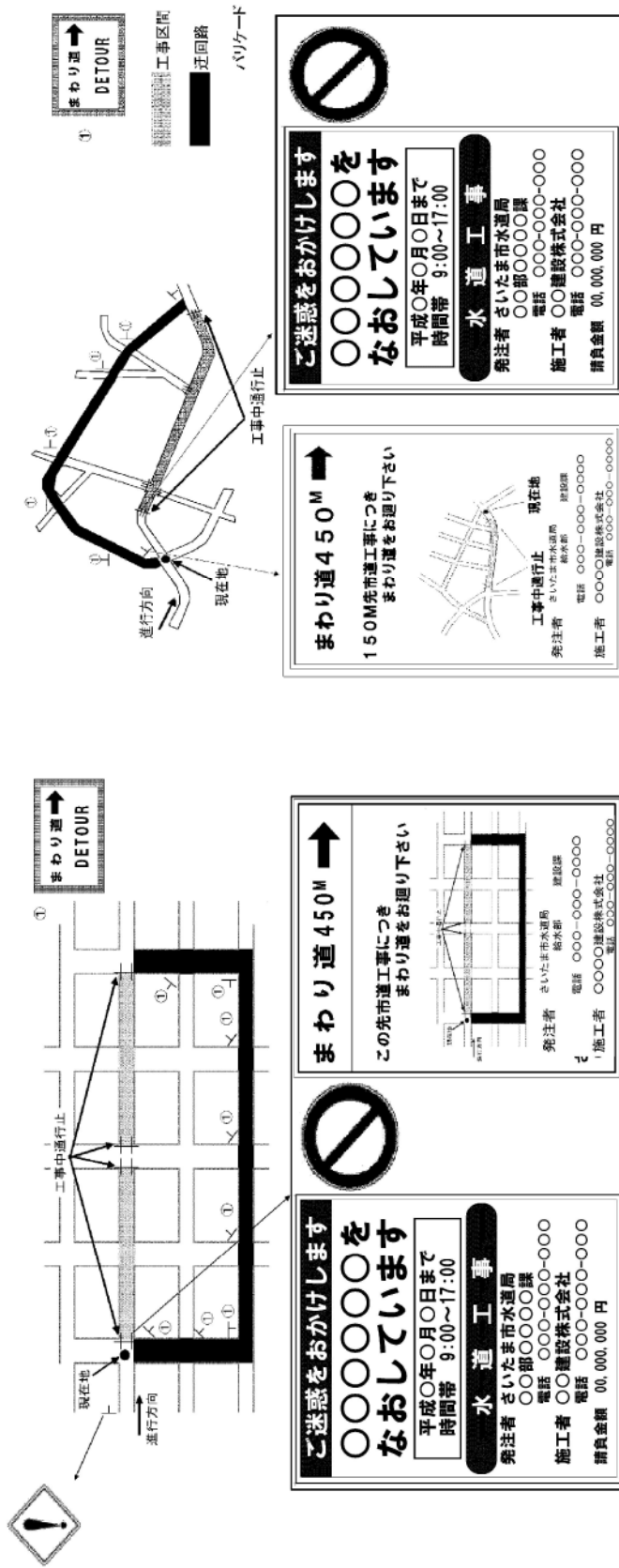
注：標識②③は作業車に張りつけることを原則とする。
「〇〇作業中」は「区画線作業中」等と標示する。



- 注) 1. 移動用
 2. 作業実施には原則として警察官立会いの上施工し、広幅員の場合には防護用作業車を使用のこと。
 3. 先導車を使用すること。
 4. 保安要員1名以上、交通整理員2名以上おくこと。
 5. カラーコーンの設置間隔は当該警察署と協議すること。

迂回路標示標準図

迂回路標示



注) 1.迂回路の設定及び交通整理員の配置については、当該警察署と協議すること。

[3] 工事のお知らせ看板

令和 3年 4月 1日 改定

さいたま市水道事業管理者 様

北首都国道事務所長

占用工事現場における工事看板などの設置について（通知）

標記については、「道路工事現場における標示施設等の設置基準の一部改正について」（平成18年3月31日付け国道利第37号及び国道国防第205号国土交通省道路局長通達）及び「道路工事現場における工事情報看板及び工事説明看板的設置について」（平成18年3月31日付け国道利第38号及び国道国防第206号国土交通省道路局路政課長及び国道・防災課長通達）の規定により以下のとおり運用するので、遺憾のないように実施されたく通知する。

記

1. 適用の範囲

当事務所管内で行う道路の占用工事で掘削を伴い、かつ、その工事が許可条件により道路占用工事共通指示書に従い行うものを対象とする。

2. 道路工事保安施設設置基準について

工事情報の提供の改善等のため、道路工事保安施設設置基準（建関道管第174号平成6年12月22日）における保安施設標準様式図番号5記号⑤の看板を、「道路工事現場における標示施設等の設置基準等の一部改正について」（平成18年3月31日付け 国道利第37号・国道国防第205号 道路局長通達）の7. 別表様式1に改める。

また、道路工事現場周辺地域に対し工事情報を提供するため、「道路工事現場における工事情報看板及び工事説明看板的設置について」（平成18年3月31日付け 国道利第38号・国道国防第206号 道路局路政課長及び国道・防災課長通達）を追加する。

3. 工事看板の更新について

(1) 接続中の占用工事においては、既に実施している試行看板を使用することとし、汚損等により更新する必要がある場合に上記2に規定する様式を使用することで差支えない。

(2) 新規工事においては、できるだけ速やかに実施されたい。

4. 工事看板の設置等

(1) 工事看板の設置要領等については、別添1「工事看板設置実施要領」、別添2「工事看板表示基準」、別添3「路上工事に係る工事看板の運用」、及び別添4「工事看板標準様式」とする。

(2) 占用工事現場に係る工事情報看板及び工事説明看板的設置については、原則として現場付近の防護柵などに養生等を行い堅固に設置するものとする。

(3) 工事情報看板は主たる占用物件（いわゆる埋設管等）の設置工事における工事用仮設物の一時占用と同様に主たる占用物件の許可に含まれる占用料を徴収しない物件となり、個別の占用申請として取り扱わないことから、工事情報看板は主たる占用物件の許可後に設置することとなる。従って、占用期間の始期（占用料徴収期間の始期）が工事情報看板的設置以降となることはないので留意すること。

工事看板設置実施要領(案)




	工事情報看板	工事説明看板	工事中看板
設置目的	歩行者(住民、通行者等)に対し、予定している工事情報を提供するため	歩行者(住民、通行者等)に対し、実施している工事情報を提供するため	ドライバー等に対し、実施している工事情報を提供するため
対象工事	<ul style="list-style-type: none"> 実工期が8日以上以上の工事 自動車専用道路など高速走行の道路は対象外 移動規制による工事等は対象外 	<ul style="list-style-type: none"> 短期間(例:工事期間が1日未満かつ5時間未満で終了する工事)で軽易な工事、自動車専用道路など高速走行の道路は対象外 移動規制による工事等は対象外 	<ul style="list-style-type: none"> 短期間(例:工事期間が1日未満かつ5時間未満で終了する工事)で軽易な工事、自動車専用道路など高速走行の道路は対象外 移動規制による工事等は対象外
設置期間	<ul style="list-style-type: none"> 原則として許可後、工事開始1週間前から工事開始までの間設置 	<ul style="list-style-type: none"> 原則として、工事開始から工事終了までの間設置 	<ul style="list-style-type: none"> 原則として、工事開始から工事終了までの間設置
設置場所	<ul style="list-style-type: none"> 原則として防護柵等、堅固な箇所に固定 看板の効果を発揮できるよう、景観、安全面等、現地状況に適正に対応 ドライバーから看板内容が見えないように設置 	<ul style="list-style-type: none"> 原則として防護柵等、堅固な箇所に固定 原則として50～100m程度の工事区間の起・終点の2箇所に設置 工事区間の長短と現場状況が特異な場合は現場状況にあった看板枚数を設置 看板の効果を発揮できるよう、景観、安全面等、現地状況に適正に対応 ドライバーから看板内容が見えないように設置 	<ul style="list-style-type: none"> 原則として工事の起点に設置 ドライバー等の視認性を考慮した箇所に設置 歩行者等の支障にならないよう「道路工事保安施設設置基準」等で示された箇所に設置
標示内容	<ul style="list-style-type: none"> 工事の目的、工事時期について分かりやすく表示 工事発注者、工事施工者等を記載 	<ul style="list-style-type: none"> 工事目的をわかりやすく記載 工事発注者、工事施工者等を記載 	<ul style="list-style-type: none"> 工事目的をわかりやすく記載 交通に支障を与える工事期間及び時間帯を記載 工事名等を記載(工事名は、視認性を考慮し簡略化できる) 工事発注者、及び工事施工者等を記載 夜間、遠方からの視認性をかくほすするため必要に応じ、照明又は反射装置を設置するものとする。
素材	<ul style="list-style-type: none"> 高度な視認性を確保できるもの 	<ul style="list-style-type: none"> 高度な視認性を確保できるもの 	<ul style="list-style-type: none"> 高輝度反射式又は同等以上のもの

工 事 看 板 表 示 基 準

区 分	主 な 工 種	件 名	工 事 看 板 表 示 (例)
電力関係	供給関連工事	電気工事	電気設備の【新設・取替・撤去】を行っています
	新設(増設・取替・撤去)工事	電気工事	
	支障移設工事	電気工事	電気設備の移設を行っています
	通信ケーブル関連工事	電気工事	電気通信ケーブルの敷設を行っています
	埋設物調査工事	電気工事	埋設物の調査を行っています
	緊急工事	電気工事	電気設備の緊急修理を行っています
	機材搬出入工事	電気工事	電気設備の機材を入れて(出して)います
	点検・補修工事	電気工事	電気設備の点検・修理を行っています
	無電柱工事	電気工事	電柱の撤去を行っています
	道路復旧工事	電気工事	電気設備の埋設跡の復旧を行っています
電話・電気関係	供給関連工事	電話工事	電話設備の【新設・取替・撤去】を行っています
	新設(増設・取替・撤去)工事	電話工事	
	支障移設工事	電話工事	電話設備の移設を行っています
	通信ケーブル関連工事	電話工事	通信ケーブルの敷設を行っています
	埋設物調査工事	電話工事	埋設物の調査を行っています
	緊急工事	電話工事	電話設備の緊急修理を行っています
	機材搬出入工事	電話工事	電話設備の機材を入れて(出して)います
	点検・補修工事	電話工事	電話設備の点検・修理を行っています
	無電柱工事	電話工事	電柱の撤去を行っています
	舗装復旧工事	電話工事	電話設備の埋設跡の復旧を行っています
公衆電話 BOX 工事	電話工事	公衆電話 BOX の【新設・撤去】を行っています	
ガス関係	供給関連工事	ガス工事	ガス管の【新設・取替・撤去】を行っています
	新設(増設・取替・撤去)工事	ガス工事	
	修繕・補修工事	ガス工事	ガス管の修理を行っています
	支障移設工事	ガス工事	ガス管の移設を行っています
	埋設物調査工事	ガス工事	埋設物の調査を行っています
	緊急工事	ガス工事	ガス漏れのため緊急修理を行っています
	点検・補修工事	ガス工事	ガス管の点検・修理を行っています
	舗装復旧工事	ガス工事	ガス管の埋設跡の復旧を行っています
水道関係	供給関連工事	水道工事	水道管の【新設・取替・撤去】を行っています
	新設(増設・取替・撤去)工事	水道工事	
	修繕・補修工事	水道工事	水道管の修理を行っています
	配水管工事	水道工事	
	支障移設工事	水道工事	水道管の移設を行っています
	埋設物調査工事	水道工事	埋設物の調査を行っています
	緊急工事	水道工事	緊急で水道管の水漏れを直しています
	点検・補修工事	水道工事	水道管の点検・修理を行っています
舗装復旧工事	水道工事	水道管の埋設跡の復旧を行っています	
下水道関係	新設(増設・取替・撤去)工事	下水道工事	下水道管の【新設・取替・撤去】を行っています
	(浸水対策・耐震)工事	下水道工事	下水道管の【浸水対策・耐震化】を行っています
	修繕・補修工事	下水道工事	下水道管の修理を行っています
	支障移設工事	下水道工事	下水道管の移設を行っています
	埋設物調査工事	下水道工事	埋設物の調査を行っています
	緊急工事	下水道工事	下水道管の緊急修理を行っています
	点検・補修工事	下水道工事	下水道管の点検・修理を行っています
舗装復旧工事	下水道工事	下水道管の埋設跡の復旧を行っています	

路上工事に係る工事看板の運用

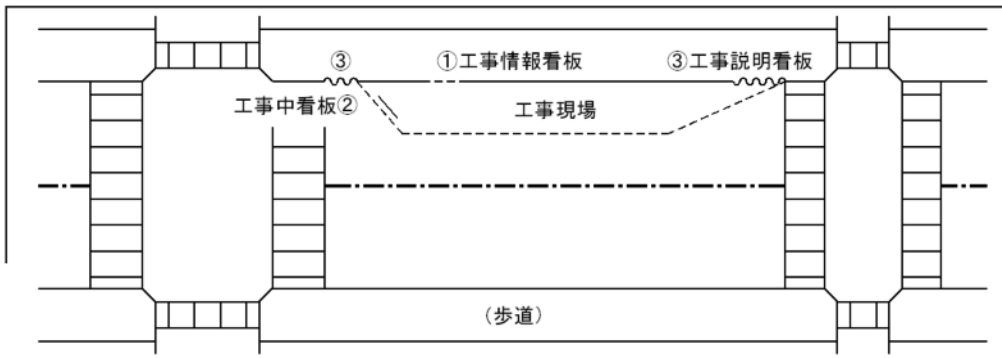
1 看板様式・設置期間等

<p>①工事情報看板 (歩行者用) (0.55×1.4m)</p> 	<p>②工事中看板 (ドライバー用) (1.1×1.4m) (占用)</p> 	<p>③工事説明看板 (歩行者用) (0.55×1.4m)</p> 
<p>工事開始 1 週間前から工事開始まで掲示</p>	<p>工事開から工事終了まで掲示</p>	<p>工事開始から工事終了まで掲示</p>

- (1) 「工事期間」及び「時間帯」の表示は、現場での工事（作業）期間及び工事（作業）時間を記入する。
- (2) 「工事中看板」の素材は、高輝度反射式又は同等以上のものとする。
- (3) 「工事情報看板・工事説明看板」の素材は、高度な視認性を確保できるものとする。
- (4) 看板様式については、別添 4 「工事看板の標準様式」を参照する。

2 設置場所

- (1) 「工事情報看板」
工事が予定されている現場直近の近道と車道を分離するガードレール等にドライバーから看板内容が見えないように堅固に設置する。
- (2) 「工事中看板」
「道路工事現場における標示施設等の設置基準等の一部改正について」（平成18年3月31日 国道利第37号 国道国防第205号 道路局長通達）に基づき設置する。
- (3) 「工事説明看板」
工事現場の起終点の歩道と車道を分離するガードレール等にドライバーから看板内容が見えないように堅固に設置する。
- (4) 工事看板設置例

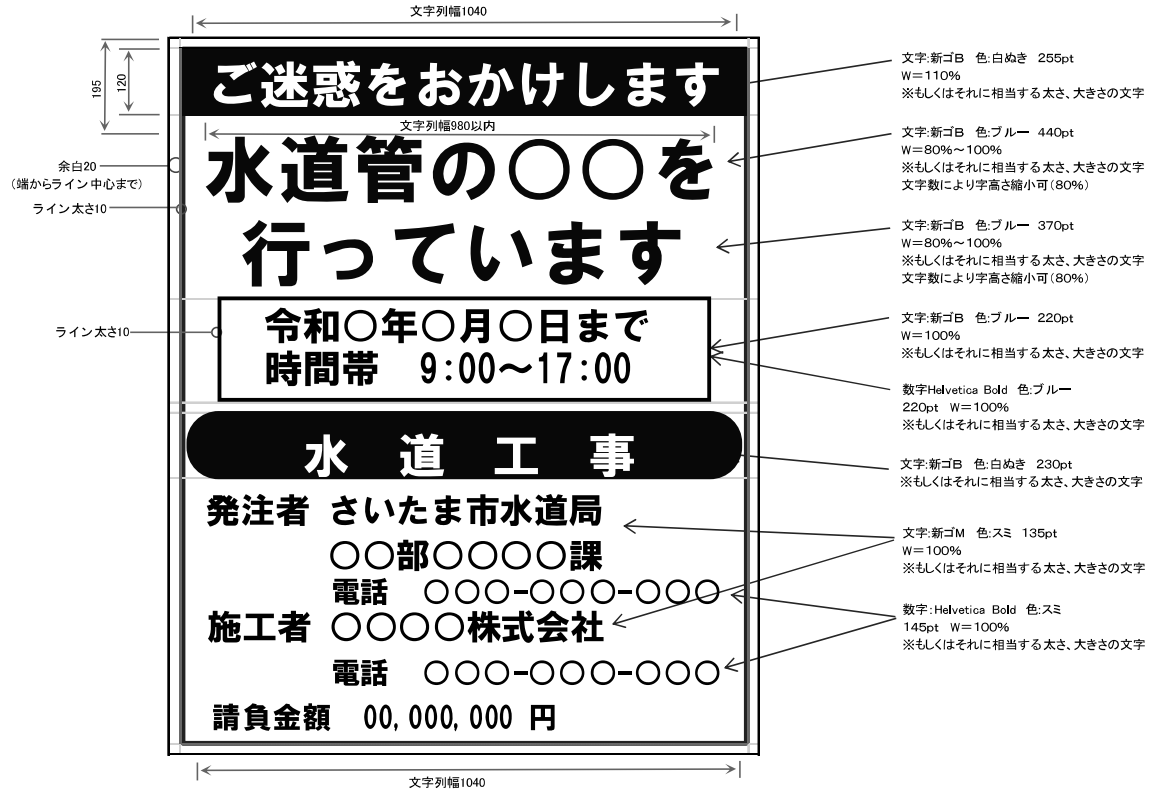


別添4

工事看板の標準様式(案)

工事中看板

【占用工事：2行もの】

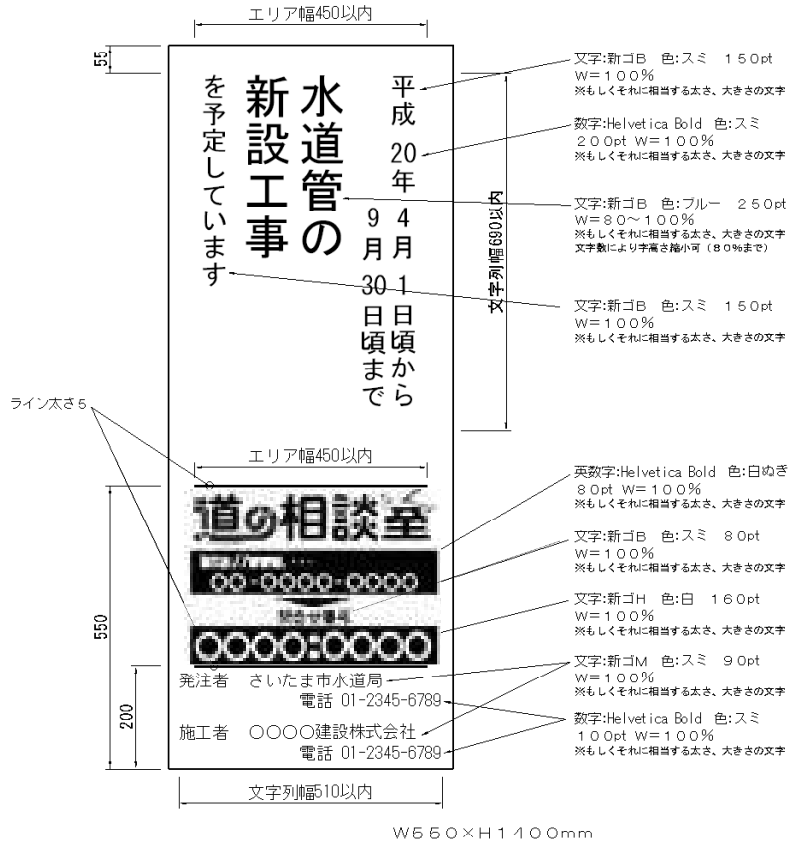


W1140×H1400mm

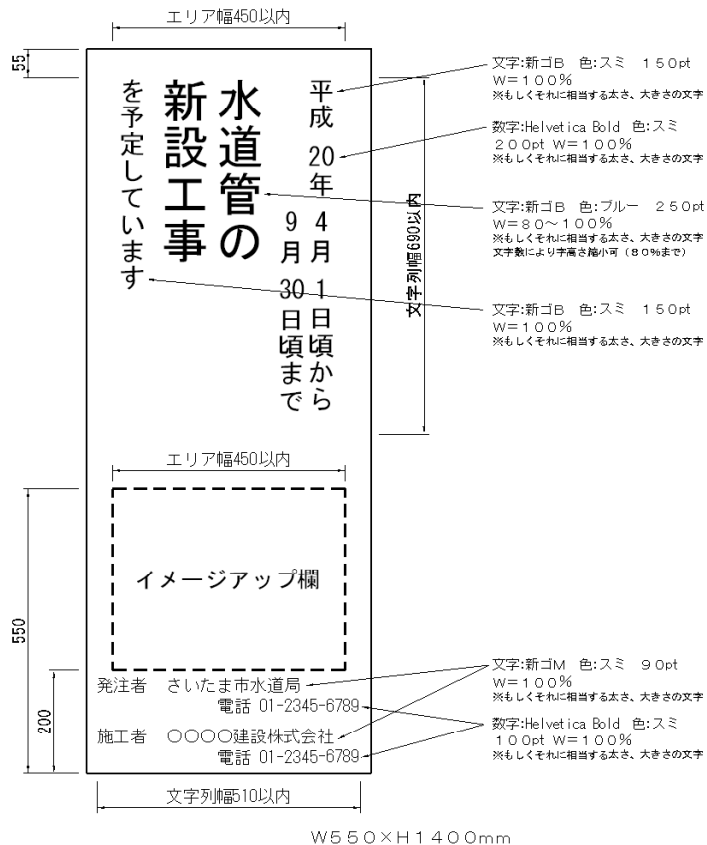
工事看板の標準様式 (案)

工事情報看板

【占用工事：問合せあり】
国道の場合



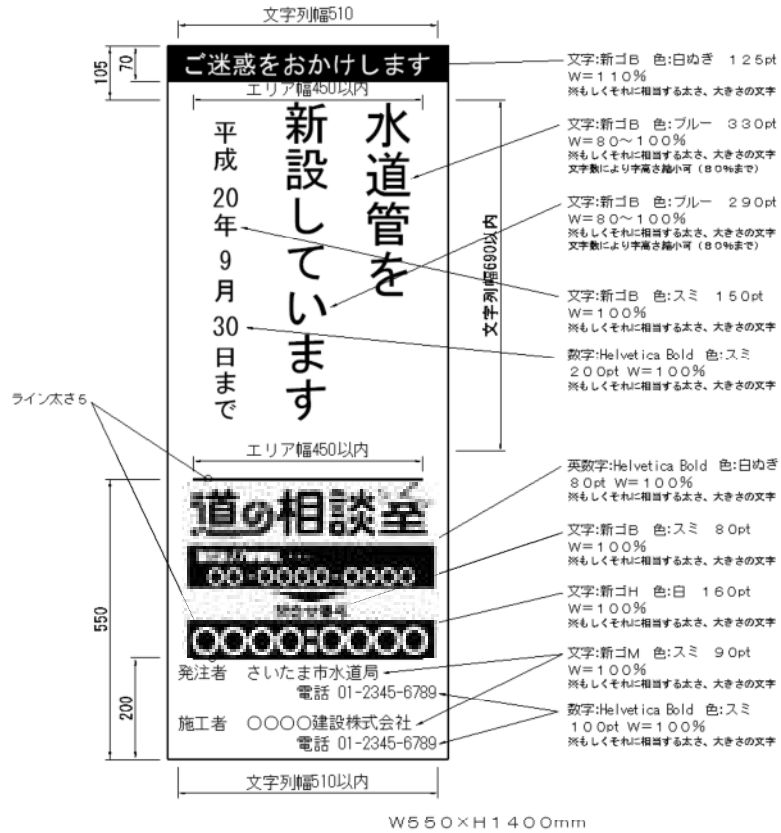
【占用工事：問合せなし】
県・市道の場合



工事看板の標準様式 (案)

工事説明看板

【占用工事：問合せあり】
国道の場合



【占用工事：問合せなし】
県・市道の場合

